

## 現行の保険証に関するQ&A

Q. 現行の保険証はいつまで使えますか？マイナ保険証は持っていません。

A. 現行の保険証は経過措置期間として令和7年12月1日まで利用できますが、令和7年12月2日以降は利用できなくなります。  
現在の加入者でマイナ保険証を持っていない等の方には  
令和7年11月頃に「資格確認書」を一括交付予定です。(申請は不要)

Q. マイナ保険証の利用登録済ですが、現行の健康保険証はどうしたらいいですか？

A. 経過措置期間終了後(令和7年12月2日以降)は、すべての保険証が無効となりますので、その際はご自身で処分してください。

# 資格情報のお知らせに関するQ&A

Q. 「資格情報のお知らせ」とはどのようなものですか？

A. 「資格情報のお知らせ」には、「記号・番号」や「資格取得日」など、現行の保険証に表示されていた内容が記載されています。マイナンバーに紐づけされた資格情報を確認していただくためのお知らせです。

また、医療機関受診時にマイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが発生した際、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて提示いただくことで現行の保険証の代わりとしてご利用になれます。

Q. 医療機関を受診できますか？

A. 「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。マイナ保険証と併せてご使用ください。

Q. 必ず携帯しなければなりませんか？

A. マイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが発生した際、必要になりますので携帯してください。  
ただし、デジタル庁運用の「マイナポータル」でも資格情報を確認することができますので、この場合、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。

Q. 「資格情報のお知らせ」は加入者全員に交付されますか？

A. 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の保有者が自身の加入者資格等を容易に確認できるようにするためや、加入者情報の登録完了(マイナ保険証の利用が可能になること)を確実に入社等で新たに被保険者等となった方にお知らせするために、加入者全員に交付することとなります。

Q. 「資格情報のお知らせ」に有効期限はありますか？

A. 有効期限はありません。

Q. 氏名変更等、記載事項に変更があったが、再交付手続きが必要ですか？

A. 再交付の手続きは不要です。  
今まで通り氏名変更等の届のみ提出してください。  
記載事項に変更があっても、再交付はいたしません。  
マイナ保険証をお持ちの場合は、デジタル庁運用の「マイナポータル」で記載事項変更後の最新の資格情報を確認することができます。

Q. 「資格情報のお知らせ」をき損・滅失した場合はどうしたらよいですか？

A. き損・滅失があっても再交付はいたしません。  
なお、「資格情報のお知らせ」は、「マイナポータル」に登録されている「医療保険の資格情報画面」で代用可能です。医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照可能です。  
また、医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合、「資格情報のお知らせ」を携帯することは必須でないため、紛失した場合でも再交付申請は不要となります。

Q. 退職して被保険者でなくなったが、「資格情報のお知らせ」は返却しなければならぬですか？

A. 返却は不要ですのでご自身で処分をお願いいたします。

# 資格確認書に関するQ&A

Q. 「資格確認書」とはどのようなものですか？

A. 「資格確認書」とはマイナ保険証を持っていない方に交付する証書で、現行の保険証の代わりになるものです。

Q. 「資格確認書」があればマイナ保険証がなくても医療機関に受診できますか？

A. 受診できます。

Q. 「資格確認書」の有効期限はありますか？

A. あります。  
令和9年11月30日が有効期限です。(令和7年12月時点)  
その後の有効期限は2年程度を予定しております。マイナ保険証を持っていない方には、有効期限が切れる前に交付いたします。(申請不要)

Q. 「資格確認書」をき損・滅失した場合はどうしたらよいですか？

A. 再交付いたしますので、資格確認書(再)交付申請書を提出してください。  
ただし、マイナ保険証をお持ちの方には、発行いたしません。

Q. 退職時に「資格確認書」は返却しなければならないですか？

A. 返却してください。  
ただし、有効期限が切れている場合は返却不要です。

Q. 「資格確認書」が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、「資格確認書」の返却は必要ですか？

A. マイナ保険証を取得した時点では返却不要ですが、その後に資格喪失(退職等)された場合は返却してください。  
ただし有効期限が切れている場合は返却不要です。

Q. 退職する際に「資格確認書」を返却するとのことですが、「資格確認書」を失くしてしまった場合は、どのようにすればよいですか？

A. これまでの保険証と同様に、資格確認書滅失・回収不能届の提出が必要です。  
なお、事業所で退職者から回収する際、退職者と連絡不能になってしまった場合にも、資格確認書滅失・回収不能届の提出が必要です。

# マイナ保険証に関するQ&A

Q. マイナ保険証とはどのようなものですか？

A. マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたものです。令和6年12月2日以降はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本になります。(法的に強制するものではありません)

Q. マイナ保険証を持っていないが、令和7年12月2日以降はどのように医療機関に受診すればよいですか？

A. 令和7年12月2日以降は、マイナ保険証を持っていない方について、令和7年11月ごろに健保より「資格確認書」を交付しますので、「資格確認書」で受診できます。

Q. マイナ保険証の情報はどのように更新されますか？

A. 事業所より健保へ各届出を提出いただきますと、まず健保のシステムに情報を入力します。その後、健保のシステムからマイナンバーの情報を管理している「中間サーバー」に情報が連携されます。中間サーバーに情報が連携されると、マイナ保険証の情報が更新されます。(この更新に3日～5日かかります)

Q. マイナ保険証の利用登録を行いました、「資格確認書」はどうしたらいいですか？

A. マイナ保険証を取得した時点では返却不要ですが、その後に資格喪失(退職等)された場合は返却してください。ただし有効期限が切れている場合は返却不要です。

Q. マイナ保険証の利用登録ができていないか確認する方法はありますか？

A. マイナポータルログイン後の画面より確認できます。詳しくはマイナポータルサイトをご確認ください。

Q. マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関でした。どのように受診すればよいですか？

A. マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示することで受診できます。

Q. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れてしまいました。マイナ保険証として利用できなくなりますか？

A. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が切れても、有効期限の満了日が属する月の月末から3か月後の月末までは、オンライン資格確認により有効な資格情報のみ医療機関等に提供されるため、マイナ保険証として利用できます。  
ただし、上記の期間を経過すると利用できなくなりますので、住民票がある市区町村の窓口で早めに更新手続きを行ってください。